

長崎大学高度安全実験（BSL-4）施設整備に関する専門家会議要項

平成29年5月9日

学長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、長崎大学感染症共同研究拠点要項（平成29年学長裁定）第14条第2項の規定に基づき、長崎大学高度安全実験（BSL-4）施設整備に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 専門家会議は、長崎大学（以下「本学」という。）における高度安全実験（BSL-4）施設（以下「BSL-4施設」という。）の世界最高水準の安全性を確保する観点から、BSL-4施設の整備に関する専門的・技術的な事項の検討を行い、効率的・効果的な教育研究環境整備を実現するため、学長又は拠点長に必要な助言を行う。

(検討事項)

第3条 専門家会議は、次に掲げる専門的・技術的な事項について検討する。

- (1) BSL-4施設の構造及び設備に関する事項
- (2) BSL-4施設の管理運営に関する事項
- (3) その他BSL-4施設の整備に関して必要な事項

(組織)

第4条 専門家会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) BSL-4施設整備等に関する識見を有する者
- (2) その他学長が必要と認めた者

2 本学の職員である委員は学長が任命し、本学以外の委員は学長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第6条 専門家会議に議長を置き、第4条第1項第1号に規定する委員の互選により選出する。

2 議長は、専門家会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(情報公開)

第7条 専門家会議は、公共の安全性確保に支障を及ぼすおそれがある内容を含む検討を行うため、非公開とする。ただし、公共の安全性確保に支障を及ぼすおそれのある内容を含む議事を除き、本会議の資料及び議事録を適切な方法で公開することができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門家会議の事務に従事する者は、本会議において業務上知り得た情報について他に漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第9条 議長が必要と認めたときは、専門家会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第10条 議長は、必要に応じ、拠点の関係職員を専門家会議に出席させることができる。

(オブザーバー)

第11条 学長は、オブザーバーとして専門家会議に出席することができる。

(事務)

第12条 専門家会議の事務は、感染症共同研究拠点総務部門において処理する。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、専門家会議の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この要項は、平成29年5月9日から施行する。
- 2 この要項施行後最初に任命又は委嘱される第4条第1項に規定する専門家会議の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。